

介護保険サービスの種類と費用

介護保険サービスおよび介護予防・生活支援サービス事業（以下介護保険サービス等）は、大きく「居宅サービス（自宅にいながら利用できるサービス）」と「施設サービス（介護保険施設に入所して受けるサービス）」の2つに分けられます。

上記サービスの中には、都城市被保険者のみが利用できる「地域密着型サービス」もあります。「地域密着型サービス」とは、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。

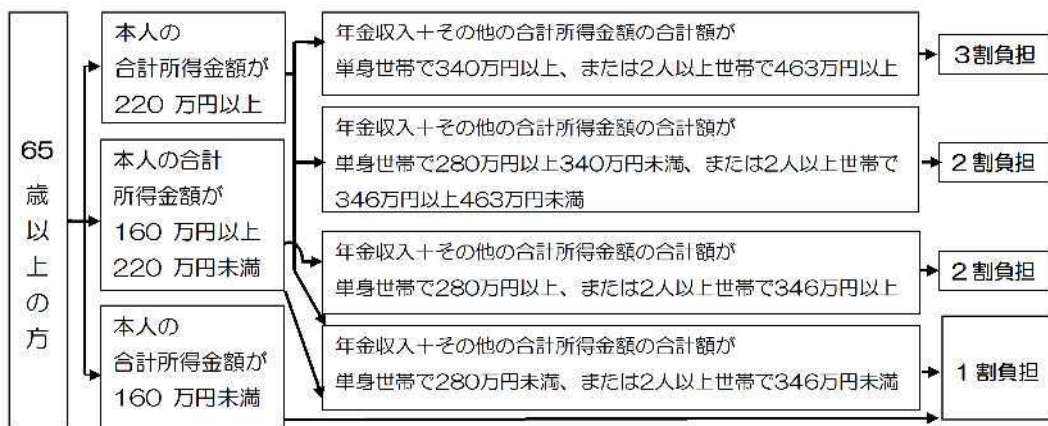
利用者負担について

利用者負担は1割、2割または3割です。要介護認定等を受けた方に負担割合を示す負担割合証が交付され、介護保険サービス等を利用する際に必要となります。

（有効期限は当該年度の8月1日から翌年度の7月31日）

P12～22の介護保険サービス等では、めやすとして利用者負担1割の費用を掲載しています。

■自己負担割合《65歳以上の利用者》



合計所得金額とは、収入金額から「必要経費に相当する金額（*）」を差し引いた金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です（土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。）* 公的年金等控除額や給与所得控除額、事業収入等（農業など）にかかる必要経費のこと

①介護の相談・ケアプラン作成

<p>要介護 1～5 居宅介護支援</p> <p>指定居宅介護支援事業所のケアマネジャーにケアプランを作成してもらいます。</p>	<p>要支援 1・2 介護予防支援</p> <p>地域包括支援センターの職員などに介護予防ケアプランを作成してもらいます。</p>	<p>事業対象者 介護予防 ケアマネジメント</p> <p>地域包括支援センターの職員などに介護予防ケアマネジメントを実施してもらいます。</p>
<p>安心してサービスを利用できるように支援してもらいます。 ケアプランの作成および相談は無料です。（全額を介護保険で負担します。）</p>		

②自宅に訪問してもらう

要介護
1～5

訪問介護【ホームヘルプサービス】

居宅サービス

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けられます。

【身体介護の例】

- 食事、入浴、排せつのお世話
- 衣類やシーツの交換 など

【生活援助の例】

- 住居の掃除、洗濯、買い物
- 食事の準備、調理 など

利用者負担（1割）のめやす（1回）

身体介護	20分以上 30分未満	244円
中心	30分以上 1時間未満	387円
生活援助	20分以上 45分未満	179円
中心	45分以上	220円
通院等乗降介助（1回）		97円

※早朝・深夜・夜間などは割増料金がかかります。

要支援
1・2

事業
対象者

指定相当訪問型サービス

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、調理や掃除などを利用者と一緒にするなど、利用者ができることが増えるような支援が受けられます

利用者負担（1割）のめやす（1か月あたり）

週1回程度の利用	1,176円
週2回程度の利用	2,349円
週2回を超える利用※	3,727円

※要支援2と事業対象者のみ

以下のサービスは、介護保険の対象外です！

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象とはなりません。

- 本人以外の家族のための家事
- ペットの世話
- 来客の対応
- 草むしり・花の手入れ
- 模様替え
- 洗車 など

要支援
1・2

事業
対象者

生活おたすけサービス事業

居宅サービス

高齢者が自立した生活を継続し、要介護状態になることを防止するため、簡単な日常生活上の援助が受けられます。援助員の養成講座を受講した、住民ボランティアが訪問し行います。

- 援助内容…食事の支度、衣類の洗濯、住居内の掃除及び整理整頓、ゴミ出し、生活必需品の買物、関係機関等との連絡について、1日2時間を限度とし、月に10時間の範囲内で利用できます。
- 費用…援助員1人の派遣に対して、1時間あたり200円

要介護
1～5

要支援
1・2

訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）

居宅サービス

自宅に浴槽を運び、入浴の介助を受けられます。

利用者負担（1割）のめやす（1回）

要介護 1～5	1,266円
要支援 1・2	856円

要介護
1~5

要支援
1・2

訪問看護（介護予防訪問看護）

居宅サービス

看護師などに自宅を訪問してもらい、症状の観察や療養上のお世話を受けられます。

利用者負担（1割）のめやす（1回）

要介護 1~5	病院・診療所 から	30分未満	399円
		30分以上1時間未満	574円
	訪問看護ステ ーションから	30分未満	471円
		30分以上1時間未満	823円

※早朝・深夜・夜間などは割増料金がかかります。

利用者負担（1割）のめやす（1回）

要支援 1・2	病院・診療所 から	30分未満	382円
		30分以上1時間未満	553円
	訪問看護ステ ーションから	30分未満	451円
		30分以上1時間未満	794円

※早朝・深夜・夜間などは割増料金がかかります。

要介護
1~5

要支援
1・2

訪問リハビリテーション
（介護予防訪問リハビリテーション）

居宅サービス

リハビリの専門職に自宅を訪問してもらい、リハビリを受けられます。

利用者負担（1割）のめやす

1回	308円
----	------

要介護
1~5

要支援
1・2

居宅療養管理指導
（介護予防居宅療養管理指導）

居宅サービス

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに自宅を訪問してもらい、薬の飲み方、口腔ケアなど療養上の管理や指導を受けられます。

利用者負担（1割）のめやす

医師の場合（月2回まで）	515円
歯科医師の場合（月2回まで）	517円
医療機関の薬剤師の場合（月2回まで）	566円
歯科衛生士等の場合（月4回まで）	362円

要支援
1・2

事業
対象者

訪問型短期集中予防サービス

居宅サービス

専門職の指導の下、3か月間で栄養状態や口腔機能を改善するサービスが受けられます。

サービスの種類	栄養プログラム（月1回）	口腔プログラム（月1回）
内容	管理栄養士等が減塩や低栄養の予防など、食生活上の指導を行います。	歯科衛生士がお口のケアやトレーニングの方法を指導します。
費用	利用者負担なし	

③サービス事業所に通う

要介護
1~5

要支援
1・2

事業
対象者

居宅サービス

通所介護【デイサービス】（指定相当通所型サービス）

通所介護事業所で、食事・入浴などの支援や機能訓練が日帰りで受けられます。

総合事業通所介護では、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

基本サービスに加えて

通所介護のメニューは以下のものがあります。利用するメニューにより別に費用が加算されます。

- 個々の状態に応じた機能訓練（個別機能訓練）
- 食事に関する指導など（栄養改善）
- 口の中の手入れ方法や、そしゃく・飲み込みの訓練法の指導など（口腔機能向上）

利用者負担（1割）のめやす（1日あたり）

【通常規模の事業所】

【7-8時間未満の利用の場合】

要介護 1	658 円
要介護 2	777 円
要介護 3	900 円
要介護 4	1,023 円
要介護 5	1,148 円

※食費・日常生活費は別途負担となります。

利用者負担（1割）のめやす（1か月あたり）

要支援 1・事業対象者	1,798 円
要支援 2・事業対象者	3,621 円

※食費・日常生活費は別途負担となります。

要介護
1~5

居宅サービス

地域密着型通所介護【デイサービス】

地域密着型サービス

定員 18 人以下の小規模な通所介護事業所で、食事・入浴などの支援や機能訓練が日帰りで受けられます。

利用者負担（1割）のめやす（1日あたり）

【7-8時間未満の利用の場合】

要介護 1	753 円
要介護 2	890 円
要介護 3	1,032 円
要介護 4	1,172 円
要介護 5	1,312 円

※食費・日常生活費は別途負担となります。

※ サービスの内容は、通所介護【デイサービス】と同じです

要支援
1・2

事業
対象者

元気アップデイサービス事業

居宅サービス

指定した通所事業所等において、機能訓練及び調理や掃除、洗濯といった生活機能向上のためのトレーニングが受けられます。

- 利用回数…週2回まで
- 費用…1回の利用につき、400円 ※食費・日常生活費は別途負担となります。

要介護
1～5

要支援
1・2

認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)

居宅サービス

地域密着型サービス

認知症の方が、食事・入浴などの支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

利用者負担(1割)のめやす(1日あたり)
【7～8時間未満の利用の場合】

利用者負担(1割)のめやす(1日あたり)
【7～8時間未満の利用の場合】

要支援 1	861円
要支援 2	961円

要介護 1	994円
要介護 2	1,102円
要介護 3	1,210円
要介護 4	1,319円
要介護 5	1,427円

※食費・日常生活費は別途負担となります。

※食費・日常生活費は別途負担となります。

要介護
1～5

要支援
1・2

通所リハビリテーション【デイケア】 (介護予防通所リハビリテーション)

居宅サービス

介護老人保健施設や病院・診療所で日帰りの機能訓練などが受けられます。

介護予防通所リハビリテーションでは、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などがあります。

基本サービスに加えて

通所リハビリのメニューは以下のものがあります。利用するメニューにより別に費用が加算されます。

- 個々の状態に応じた機能訓練
(個別機能訓練)
- 食事に関する指導など(栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や、そしゃく・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)

利用者負担(1割)のめやす(1日あたり)
【通常規模の事業所】

【7～8時間未満の利用の場合】

要介護 1	762円
要介護 2	903円
要介護 3	1,046円
要介護 4	1,215円
要介護 5	1,379円

※食費・日常生活費は別途負担となります。

利用者負担(1割)のめやす(1か月あたり)

要支援 1	2,268円
要支援 2	4,228円

※食費・日常生活費は別途負担となります。

要支援
1・2

事業
対象者

通所型短期集中予防サービス事業

居宅サービス

理学療法士または作業療法士の指導の下、3か月間で歩行や入浴、掃除や買物など、日常生活に必要な動作を改善するための運動機能訓練が受けられます。

- 利用回数…週2回程度 ※3か月間で最大24回まで
- 費用…利用者負担なし ※食費・日常生活費は別途負担となります。

④通い・訪問・宿泊を組み合わせる

要介護
1～5

要支援
1・2

小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)

居宅サービス

地域密着型サービス

利用者の状況に応じて、事業所への「通い」を中心に、自宅へ来てもらう「訪問」、事業所に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

利用者負担(1割)のめやす(1か月あたり)

要支援 1	3,450 円
要支援 2	6,972 円

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

利用者負担(1割)のめやす(1か月あたり)

要介護 1	10,458 円
要介護 2	15,370 円
要介護 3	22,359 円
要介護 4	24,677 円
要介護 5	27,209 円

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

特徴

- 「通い」「訪問」「泊まり」どのサービスを利用しても、いつも顔なじみの職員がケアを行います。
- 少人数登録制のため、家庭的な雰囲気の中で他の利用者・職員と楽しく過ごすことができます。
- 月額定額制です。
- 24時間年中無休なので、いざというときにも対応可能です。



⑤短期間施設に宿泊する

要介護
1～5

要支援
1・2

短期入所生活介護【ショートステイ】 (介護予防短期入所生活介護)

居宅サービス

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの支援や機能訓練が受けられます。

利用者負担（1割）のめやす（1日あたり）
【併設型の施設の場合】

利用者負担（1割）のめやす（1日あたり）
【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	451 円	446 円	529 円
要支援 2	561 円	555 円	656 円

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	603 円	603 円	704 円
要介護 2	672 円	672 円	772 円
要介護 3	745 円	745 円	847 円
要介護 4	815 円	815 円	918 円
要介護 5	884 円	884 円	987 円

要介護
1～5

要支援
1・2

短期入所療養介護【医療型ショートステイ】 (介護予防短期入所療養介護)

居宅サービス

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや支援、機能訓練が受けられます。

利用者負担（1割）のめやす（1日あたり）
【併設型の施設の場合】

利用者負担（1割）のめやす（1日あたり）
【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	577 円	610 円	621 円
要支援 2	721 円	768 円	782 円

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	752 円	827 円	833 円
要介護 2	799 円	876 円	879 円
要介護 3	861 円	939 円	943 円
要介護 4	914 円	991 円	997 円
要介護 5	966 円	1,045 円	1,049 円

※短期入所生活介護・短期入所療養介護ともに、

- ・費用は、種類やサービスに応じて異なります。
- ・食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
- ・連続した利用が 30 日を超えた場合、31 日目からは全額利用者負担となります。
- ・要介護認定の有効期間の半数を超えないように利用してください。

【居室の違い】

- 従来型個室：共同生活室（リビング）を併設していない個室
- 多床室：定員 2 名以上の個室でない居室
- ユニット型個室およびユニット型個室的多床室：共同生活室（リビング）を併設している個室

⑥生活の場を自宅から移して利用する

要介護
1～5

要支援
1・2

特定施設入居者生活介護 (介護予防特定入居者生活介護)

居宅サービス

介護付き有料老人ホームなどに入居している方が食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を受けることができます。

利用者負担（1割）のめやす（1日あたり）
【包括型（一般型）の場合】

要支援 1	183 円
要支援 2	313 円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

利用者負担（1割）のめやす（1日あたり）

【包括型（一般型）の場合】

要介護 1	542 円
要介護 2	609 円
要介護 3	679 円
要介護 4	744 円
要介護 5	813 円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

要介護
1～5

要支援
2

認知症対応型共同生活介護【グループホーム】 (介護予防認知症対応型共同生活介護)

居宅サービス

地域密着型サービス

認知症の方が共同で生活しながら、食事・入浴などの支援、機能訓練が受けられます。

利用者負担（1割）のめやす（1日あたり）
【2ユニットの事業所の場合】

要支援 2	749 円
-------	-------

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

※要支援 1の方は利用できません。

利用者負担（1割）のめやす（1日あたり）

【2ユニットの事業所の場合】

要介護 1	753 円
要介護 2	788 円
要介護 3	812 円
要介護 4	828 円
要介護 5	845 円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

⑦介護保険施設に入所する

【入所基準】

介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護とともに、入所できるのは原則として、要介護3以上の方です。

要介護
3~5

介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム】

施設サービス

常に介護が必要で、自宅では介護が困難な方が対象の施設です。食事、入浴、排せつなど日常生活の支援や機能訓練、健康管理及び療養上のお世話などが受けられます。

利用者負担（1割）のめやす（1日あたり）

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	589円	573円	670円
要介護2	659円	641円	740円
要介護3	732円	712円	815円
要介護4	802円	780円	886円
要介護5	871円	847円	955円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

※要支援の方は利用できません。

要介護
3~5

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 【地域密着型特別養護老人ホーム】

施設サービス

地域密着型サービス

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの支援や健康管理および療養上のお世話などが受けられます。

利用者負担（1割）のめやす（1日あたり）

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	682円
要介護2	753円
要介護3	828円
要介護4	901円
要介護5	971円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

※要支援の方は利用できません。

要介護
1~5

介護老人保健施設

施設サービス

病状が安定し、リハビリに重点を置いた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理の下で、支援や看護、リハビリを受けて、家庭への復帰を目指します。

利用者負担（1割）のめやす（1日あたり）

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	717円	793円	802円
要介護2	763円	843円	848円
要介護3	828円	908円	913円
要介護4	883円	961円	968円
要介護5	932円	1,012円	1,018円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

※要支援の方は利用できません。

要介護
1~5

介護医療院

施設サービス

急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。療養上の管理、看護、医学的管理の下における支援及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話などが受けられます。

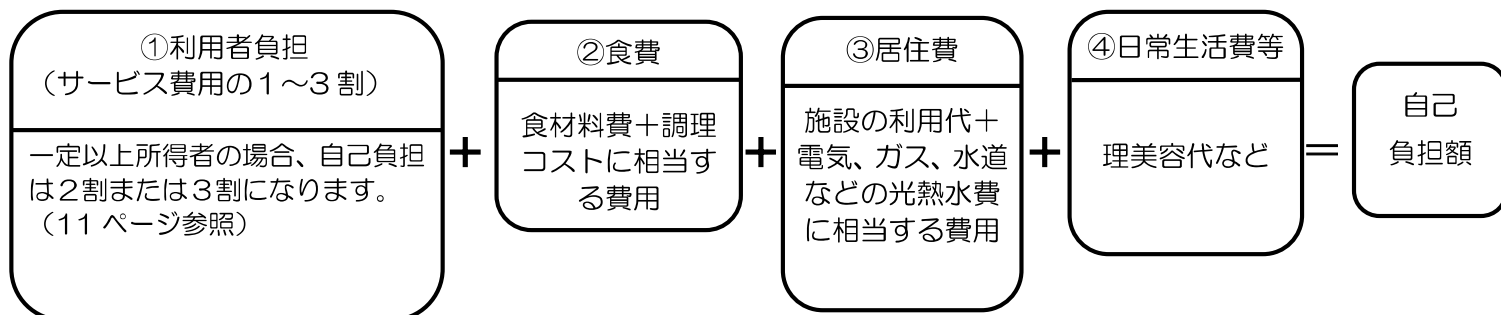
利用者負担（1割）のめやす（1日あたり）

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護 1	721円	833円	850円
要介護 2	832円	943円	960円
要介護 3	1,070円	1,182円	1,199円
要介護 4	1,172円	1,283円	1,300円
要介護 5	1,263円	1,375円	1,392円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※要支援の方は利用できません。

入所にかかる費用の目安

施設サービスを利用した場合の自己負担額は、①利用者負担（サービス費用の1~3割）、②食費、③居住費、④日常生活費等の合計となります。



※食費、居住費、日常生活費等については、施設と利用者の契約により決まります。
※低所得の方が施設を利用したときは、居住費・食費が軽減されます。(24ページ参照)

《 1か月（30日）の自己負担額の目安 》

例1：要介護3の方が介護老人福祉施設に入所し、ユニット型個室を利用

$$\left(\begin{array}{ccc} \text{利用者負担} & \text{食費} & \text{居住費} \\ 815 \text{円} & + 1,445 \text{円} & + 2,006 \text{円} \end{array} \right) \times 30 \text{日} = \text{合計額 } 127,980 \text{円} + \text{日常生活費等}$$

例2：要介護3の方が介護老人保健施設に入所し、多床室を利用

$$\left(\begin{array}{ccc} \text{利用者負担} & \text{食費} & \text{居住費} \\ 908 \text{円} & + 1,445 \text{円} & + 377 \text{円} \end{array} \right) \times 30 \text{日} = \text{合計額 } 81,900 \text{円} + \text{日常生活費等}$$

例3：要介護3の方が介護医療院に入所し、従来型個室を利用

$$\left(\begin{array}{ccc} \text{利用者負担} & \text{食費} & \text{居住費} \\ 1,070 \text{円} & + 1,445 \text{円} & + 1,668 \text{円} \end{array} \right) \times 30 \text{日} = \text{合計額 } 125,400 \text{円} + \text{日常生活費等}$$

⑧福祉用具を使う

要介護
1～5

要支援
1・2

福祉用具貸与 (介護予防福祉用具貸与)



居宅サービス

自立した生活を送るための福祉用具を借りることができます。

利用者は利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。

●利用できます ▲尿のみを吸引するものは利用できます ✕原則として利用できません

対象となる福祉用具 ★の一部は利用者の選択により購入も可能	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
手すり(工事を伴わないもの)			
スロープ(工事を伴わないもの)★	●	●	●
歩行器★			
歩行補助杖(T字杖は除く)★			
特殊寝台および付属品			
床ずれ防止用具			
体位変換器	✕	●	●
車いすおよび付属品(電動車いす含む)			
移動用リフト(つり具の部分を除く)			
認知症老人徘徊検知器			
自動排泄処理装置	▲	▲	●

※事業者によって対象品目や費用は異なります

※★の福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行器(車輪・キャスターの無いもの)、単点杖(T字杖・松葉杖は除く)、多点杖は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で購入することも可能です。 **令和6年4月から**

※✕に該当する方でも、医師の所見等により必要と認められた場合は、例外的に貸与することができます。(例外給付制度)詳しくは、担当のケアマネジャーにご相談ください。

要介護
1～5

要支援
1・2

特定福祉用具購入 (特定介護予防福祉用具購入)



居宅サービス

対象の福祉用具について、購入金額の1～3割の自己負担で購入することができます。

対象となる福祉用具

- ・ポータブルトイレなどの腰掛便座
- ・自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・入浴いすなどの入浴補助用具
- ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具の部分
- ・排泄予測支援機器

福祉用具貸与対象用具のうち、下記は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で購入することも可能です。

令和6年4月から

- ・固定用スロープ
- ・歩行器(車輪・キャスターの無いもの)
- ・単点杖(T字杖・松葉杖は除く)・多点杖

※指定事業者での購入のみが対象となります。

※同一年度で購入できるのは合計10万円までです。原則、再購入はできません。

⑨住宅を改修する

要介護
1～5

要支援
1・2

居宅介護住宅改修
(介護予防住宅改修)

居宅サービス

要介護者等が、自宅に手すりを取り付ける等の住宅改修を行おうとするとき、利用者の負担割合に応じた金額で住宅を改修することができます

事前に市の審査が必要です。必ず担当のケアマネジャーと施工業者、家族とで話し合い、工事の計画を立ててください。

対象となる工事

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ その他①～⑤の各工事に付帯して必要となる工事

※ 対象となる住宅改修費は20万円までです。要介護度が著しく重くなった場合や転居して住所が変わった場合は、再度支給を受けることができます。

※ 1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

※ 対象者の負担割合に応じた金額が利用者負担です。

※ 対象となるのは日常生活に必要な最低限の改修のみとなります。

趣味やリハビリを目的とした工事、リフォームやバリアフリーにする工事、破損や老朽化した箇所を新しくする工事は支給対象外です。

手続きの流れ

